

各位

株式会社 東北銀行

環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」

指定金融機関選定について

～環境配慮型融資促進利子補給事業対象融資の取り扱い～

株式会社東北銀行(取締役頭取 村上 尚登)では、平成 27 年 7 月 24 日付で、環境省が行う「環境配慮型融資促進利子補給事業」(以下「本事業」という。)における、平成 27 年度利子補給対象融資の実施指定金融機関として選定されましたのでお知らせいたします。

本事業は、公益財団法人日本環境協会が基金の設置・管理や実施金融機関の選定を行い、一定の条件を満たす事業者が行う環境配慮型設備投資に係る借入について、ご融資後3年間の借入金利の年 1%の利子補給を行うものです。

当行ではこのようなお客様の資金ニーズに「とうぎんエコ・ローン 環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型」にて対応いたします。「とうぎんエコ・ローン」は当行独自モデルによりお客様の「環境格付」を実施し、格付に応じた金利の優遇を行うことで環境保全に積極的な事業者様をご支援し、育成させて頂くものとなります。

当行は、これまでも「国内クレジットの取得」「カーボンオフセット」等、環境に関する取り組みを行って参りました。今後もお客様により一層ご満足いただけるサービスの提供に努めて参ります。

記

1.「環境配慮型融資促進利子補給事業」の概要

利子補給期間	当該融資の開始の日から起算して3年を経過するまでの間 (ただし、融資期間を超えないものとする。)
利子補給率	年 1.0%
利用に際して 必要な誓約	※下記いずれかを指定金融機関に対し誓約する事業者を対象 i) 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出原単位(排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値(売上高)で除した数値をいう。以下同じ。)を3%以上改善すること。 ii) 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。 iii) 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。 iv) 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。 ※誓約未達成の場合は、未達成の割合により利子補給金を返還する必要があります。
対象となる融資	地球温暖化対策に係る環境格付融資を実施する金融機関が行う融資

2.「とうぎんエコ・ローン 環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型」概要

当行の定めた一定の環境格付を取得し、地球温暖化対策に必要な設備資金であり且つ CO2削減にかかる誓約をした方に対し、年 1.0%の利子補給を3年間受けることができます。また、環境格付に応じ年 0.3%～年 0.5%の金利引下げも行います。

利用にあたっては公益財団法人日本環境協会の認可が必要となります。

※商品詳細は別紙「商品概要」をご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

地域応援部(担当 : 安達)

電話番号 : 019-651-6161



〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

商品概要説明書

㈱ 東北銀行

(平成 27 年 8 月 1 日現在)

商品（ローン）名称	とうぎんエコ・ローン 環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型
ご利用いただける方	次のすべてを満たす法人の方及び個人事業主の方が対象となります。 (1) 当行環境格付が「e2」以上の方 (2) 地球温暖化対策にかかる設備投資を行う方 (3) 前年度の CO2 の排出量を計測しており、提出が可能な方 (4) CO2 改善または削減にかかる誓約を行う方 (5) 導入設備に関して、他の同趣旨の補助金を受けていない方 (6) 「環境配慮型融資促進利子補給金交付事業」の制度要件に該当する方
お使いみち	地球温暖化対策に必要な設備資金 ※但し、平成 29 年 3 月 31 日までに工事が完了するもの
ご融資金額	通常の融資に準じ個別に設定させていただきます。 詳しくは、窓口にお問い合わせください。
ご融資期間	15 年以内（元金据置期間 1 年以内） ※但し、法定耐用年数の範囲内となります。
ご融資利率	当行所定の利率となります。 詳しくは、窓口にお問い合わせください。 ※但し、利子補給期間（最長 3 年間）は固定金利となります。
金利引下げ	環境格付に応じて通常のご融資利率より引下げいたします。 引下げ幅：年 0.3%～0.5%
利子補給	利子補給率：年利 1% 利子補給期間：借入日より 3 年間



〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

F A X 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>

ご融資形式	証書貸付 ※シンジケートローンによるご融資となります
ご返済方法	6ヶ月毎の元金均等分割返済 (返済日3月10日、9月10日)
担保	お申込内容により必要となる場合がございます。 詳しくは、窓口にお問い合わせください。
連帯保証人	個別にご相談させていただきます。
お取扱店	全店（出張所およびとうぎんプラザを除く）
ご留意点	<p>○環境省「環境配慮型融資促進利子補給事業」制度活用型のご利用にあたっては次の点にご留意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本融資制度のお申し込みには、当行所定の審査があるほか、融資対象となる設備投資計画に対する財団法人日本環境協会の認可が必要となります。 ・本制度のご融資は当行を主幹事とするシンジケートローン（他の金融機関と協調して行うご融資）でのお取扱いが必要となります。 ・シンジケートローンに参加する他の金融機関からのご融資について利子補給を受けるには、他の金融機関で環境配慮型の融資を商品化していることが必要となります。 ・ご融資実行後は、CO2の削減実績を、当行を通じて協会にご報告する義務があります。また、協会による現地調査が実施される場合があります。 ・CO2排出削減にかかる誓約内容を達成できなかった場合は、受領した利子補給金の返還義務が生じます。 ・利子補給金の交付については、取消条件が定められており、その条件に抵触すると以後の交付が取消され、既に利子補給が交付されている場合にはその返還を求められるほか、取消事由によっては加算金等が発生する場合があります。
当行が加盟する指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 0570-017109または03-5252-3772 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p>



東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <http://www.tohoku-bank.co.jp>